

第 1 章 計画の策定にあたって

1、 計画策定の背景と趣旨

わが国では、生活環境や食生活の改善、医療の進歩などにより平均寿命が伸び続けています。一方で、少子高齢化の急激な進行や、生活習慣病の増加など疾病構造の変化の中で国民を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このような状況のもと、国は、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある実現を目指し平成12年3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定しました。

平成24年7月には、健康日本21（第2次）として、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」をはじめとした5つの基本的方向性を盛り込み、新たな10年間の健康づくりに関する取り組みと目標が示されました。

また国は、平成17年に「食育基本法」を制定し、食生活や食の環境の変化が、国民の健康や文化に影響を及ぼしていることから、国民の食育を推進するための指針として「食育推進基本計画」を策定しました。山梨県においても「健康日本21」のもと、平成24年に「健やか山梨21（第2次）」を策定し、平成27年には「第3次やまなし食育推進計画」を策定しました。

本市においては、平成13年に「健康のまち行動計画（都留市健康増進計画）」、平成19年には「食育つる推進プラン（食育推進計画）」を策定し、市民の健康づくりを推進してきました。

近年、本市における少子高齢化は加速し、平成27年現在、約3万2千の人口は、平成34年以降、3万人を切ることが予想され、少子高齢化はいっそう加速していくものと推測されます。

その一方で、子育てや介護、生活困窮者や家庭問題等、個々の抱える課題は深刻化しており、また、うつ病などこころの健康問題などが増加し、今後は生活習慣病の増加による疾病構造の変化が進む中で、社会状況の変化に伴う新たな健康課題や地域特性からみられる課題等への対応が重要となっています。

本計画は、「健康のまち行動計画（都留市健康増進計画）」と「食育つる推進プラン（食育推進計画）」が平成28年3月に両計画の計画期間が終了することから、現行計画の評価をもとに、これまでの一連の取り組みを継続し、さらなる健康づくりと食育の推進を図るために、国・県の動向を踏まえ「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体化した計画として、平成28年度から平成38年度における新たな計画を策定します。

2、計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に定める市町村健康増進計画、国の「健康日本21（第2次）」の地方計画として策定するものであり、本市の実情に応じた健康づくり推進の方向性を示す行動計画です。また、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画としても位置付けます。

国の「健康日本21（第2次）」、県の「健やか山梨21（第2次）」を踏まえ、都留市の上位計画である「第6次都留市長期総合計画」との整合性を図るとともに、市の各種計画と相互に連携しながら推進するものです。

■健康増進法（抜粋）

（都道府県健康増進計画等）

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■食育基本法（抜粋）

（市町村食育推進計画）

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

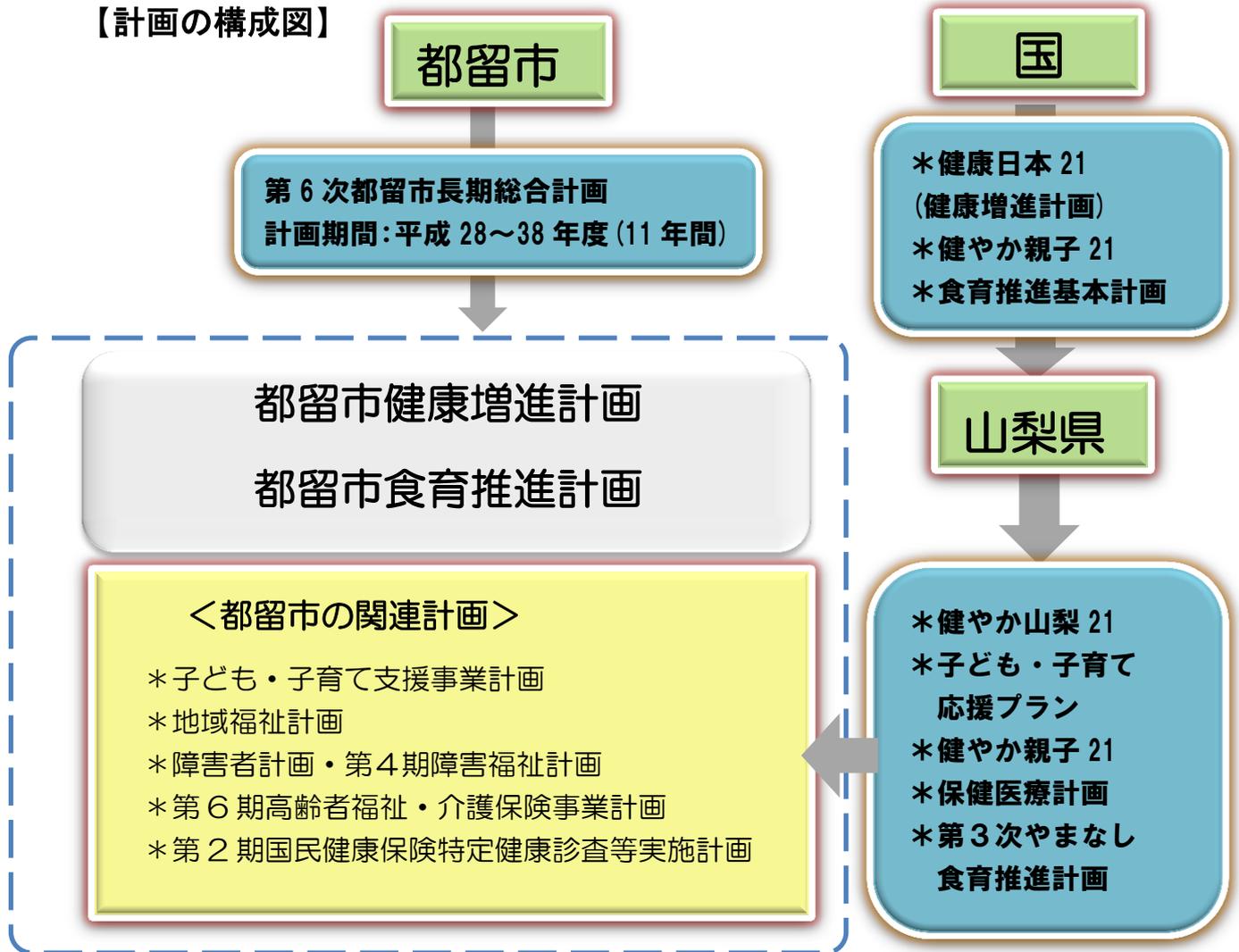
2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は市町村食育推進計画を作成し、または変更したときには、速やかに、その要旨を広報しなければならない。

3、計画期間

計画期間は、第6次都留市長期総合計画に合わせ平成28（2016）年度から平成38（2026）年度までとし、平成33年度に中間評価、平成38年度に見直し・評価を実施します。



【計画の構成図】



【主な関連計画】

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	年度
		都留市長期総合計画 H28～38年度											
		地域福祉計画H28～32年度											
		子ども・子育て支援事業計画 H27～31年度											
		障害者計画・障害福祉計画H27～29年度											
		高齢者福祉・介護保険事業計画(第6期) H27～29年度											
		健康増進計画 H28～38年度											
		食育推進計画 H28～38年度											
		国民健康保険特定健診等実施計画 H25～29年度											
		国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画) H28～H29年度											

4、基本理念・基本方針

(1) 基本理念

生涯健康でいきいきと暮らせるまち つるし

本計画は、乳幼児から高齢者まですべての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できるまちづくりをめざし、「生涯健康でいきいきと暮らせるまち つるし」を基本理念とし、市民一人ひとりの主体的な健康づくりの取り組みや、家庭、地域の健康づくりを支援するために、学校、企業、行政、関係機関・団体等の連携を図りながら本計画を推進していきます。

(2) 基本方針

1) 健康寿命の延伸

自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じた総合的な保健・疾病予防対策に取り組むことにより健康寿命の延伸を図ります。

2) 生活習慣病の発症・重症化予防を中心とした健康づくり

本市の市民の死因は、がん、心疾患、脳血管疾患の3つの割合が大きく占めています。これらの疾病は食生活・運動・休養・喫煙など生活習慣に起因する疾病であることから、食生活や運動習慣などの生活習慣を改善するために、健康診査や保健指導等により生活習慣病の発症と重症化予防に取り組めます。

3) 生涯を通じた健康づくり(ライフステージの課題に応じた健康づくり)

生活習慣病の発症の多くは壮年期や高齢期ですが、近年若年化が指摘されています。生活習慣病を予防するためには子どものころからの健康的な生活習慣を身につけることが重要ですが、その健康的な生活習慣の形成や改善における課題は年代ごとに異なっています。そのため、乳幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージの課題に応じた健康づくりを推進し、健康寿命を延伸させいきいきと暮らせる生活の質の向上に努めます。

4) 健全な食生活のための食育推進

私たちが生涯にわたって心身ともに健康で、いきいきと過ごすために、「食育」はあらゆる世代において必要です。特に健康なからだづくりや疾患疾病予防の基本となる「食」は重要となってきます。そこで、市民一人ひとりが食に関心を持ち健全な食習慣を身につけ維持していくために、ライフステージに応じた食育を推進します。また、正しい食の知識を身につけるために食の安全・安心の推進と家庭や地域の味を知ることで食を楽しむといった食文化の継承に向けた取り組みを推進します。

5) 市民と行政との協働による地域の健康づくり

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むためには、社会全体として総合的に支援していく必要があります。

個人はもとより、家庭、学校、職場、地域、医療機関、行政などがそれぞれの役割を担いながら地域社会全体で健康づくりへの支援体制を構築することを進めていきます。

健康づくりを取り組む土台として、地域のつながりに着目し、食生活改善推進員の養成や愛育会の育成を図るとともに、その他地域各種団体等の地域の力と連携し、地域とともに健康づくりに取り組みます。

